

# 共同親権運動

親どうしが別れても 親子が親子であるために 24号

## 子ども達をとりまく環境のグローバルスタンダード

5月20日講演会出席の為来日中のレオナルド・エドワーズ氏（経歴：カリフォルニア州家庭裁判所所長、シカゴロースクール教官）、追手門学院大学教授善積京子氏（ヨーロッパ各国のワークライフバランスの研究を現在行う。

スウェーデンに居住されての研究実績を著書で出版）講演後のお二人への独占取材より抜粋です。司法の観点も含めた日本の子供たちを取り巻く環境について伺いました。

—エドワーズ氏—

子供、家族の問題は社会の基礎であり、国をあげて、政府、政治家も含めて、堂々と広く公に議論されるべき問題です。子供、家族の問題は日本のように公にされず処理される問題ではありません。

例として、共同親権などの子供、家族に関わる環境も、子どもが必要としているのは何か、しっかりと国家で考えるべき問題で、アメリカやフランスは、親に対し、仕事だけでなく両方の親が育児に関わる事の大切さを訓練をする制度もあり、母親だけでなく父親も必ず育児休暇を取る制度を採用しています。＜アメリカでは州ごとに法律があるが、より子供に関わる環境が改善されるよう、多い州では毎年のように州法が改善されるそうです。—講演にて—＞日本人へのアドバイスとしては、個々人が実践をしていく事も大事。仲間を増やしながら行っていくのです。

—善積氏—

日本の一番の問題は、例え制度があっても実践されない、制度と実践にギャップがあることです。

このインタビューの他、日本のさまざまな問題点を教えて頂きました。例を挙げると、日本ではおよそ3組に1組の夫婦、年間約25万組の夫婦が離婚しています。その中で毎年16万人以上の子供が片方の親と会えなくなっており、国際的に問題とされている中で今般のハーグ条約への参加となりました。

この点の日本における原因は、家庭内暴力へ対応する制度、運用する機関が国際比較で貧弱な為、親子の交流と度々混同して取り扱われる点、また家庭裁判所での取り扱いの中で、日本も加盟している子どもの権利条約の誤った運用にあります。

子どもの権利条約の中に意見表明権というものがあります。日本の家庭裁判所におけるこの子どもの意見表明権の誤った運用が、国連子どもの権利委員会の中で問題視されています。

日本の家庭裁判所では、離婚家庭の子どもから、同居をしていない父親、母親に会いたくないと発言があった場合には、その親に会せない、もしくは交流を大きく制限するといった対応が取られています。

その理由としてこの意見表明権を家庭裁判所の職員が引用していますが、14、15才以下の子どもの交流をこの意見表明権を理由に行かせない、もしくは大きく制限する国は、先進国と呼ばれる国では一つもないそうです。国際的に、離婚夫婦間で協力して子どもの取決めができない環境下におかれた子供が、一緒に暮らしていない親と会いたいと発言できるケースはほぼ無いという多くの研究結果も出されています。表面的に少子化の叫ばれる日本、その陰には子どもの環境を軽視してきた様々な現実が隠されています。（原健二朗、ワークライフバランス研究者・記者）



原則交流・共同養育 第Ⅲ期 共同親権運動ネットワーク

〒186-0002 東京都国立市東3-17-11. B-202

TEL 03-6226-5419 FAX 03-6226-5424

メール info@kyodosinken.com ホームページ <http://kyodosinken.com/>

郵便振込 00130-5-472679 加入者名：kネット

銀行口座 三菱東京UFJ銀行国立支店0072170（普）ケイネット



## ●主張

# フランスから見た 日本のハーグ条約加盟

内田 修

(フランス・ボルドー在住、広島出身、36歳)

フランス当局は日本の未加盟を長い間非難して来ました。今回の日本の加盟についてはかなり称賛しているように思います。普段のメディアのニュースで取り上げられたわけではございませんが、日仏関連サイトでは日本の加盟について書かれた記事がいくつかあります。未加盟期間が長かった日本国ですので、今後の日本国内の法整備や進展に日仏の関係者は注目しています。

フランスで生活しているなかで、日本が条約未締結国であるという事自体がそれほど一般的に知られていることではありませんので、この話題に触れるという事は稀です。同じような立場のフランス人の父親でさえも、日本の加盟についてほとんど知られていないというのが現状です。私が「日本が加盟した」と伝えるまでは、今までは加盟していなかったんだという返事が返ってくることもあるぐらいです。

裏を返せば、離婚後も共同親権が当たり前の国ですので、片親親権が通常の本国に対してはなぜ先進国でありながら、ここまで時間がかかったのか不思議でならないようです。

フランス国内でも父親の不平等を訴える抗議運動が行われています。2月には Serge Charnay (セルジュ・シャルネ) さんが共同親権が通常でフランスで親権を剥奪されたことに対して抗議し、クレーンに上って抗議したことが大きくメディアで取り上げられました。結果、フランス中に父親の権利の不平等さを一般市民に知らしめることができたと思います。少なからず、私たち父親のグループは彼の大胆な行動に非常に勇気付けられました。彼等が特に主張しているのはフランスは共同親権は前提としているのですが、子供の居住地を片方に決めてしまうので、共同親権と言えども30日間のうち、母親宅が26日で父親宅が4日間であるという現実に対して不平等だと主張しているのです。彼個人の問題としては共同親権も剥奪されていますので、それを取り戻したいと切に

願われています。

8月初旬にも同じような抗議を行っています。彼の行動に率先されて、同じような境遇の父親団体も抗議に参加するようになってきており、フランスの小規模都市ではありますが、定期的に抗議運動が開催されています。8月末にも私の住むボルドーから電車で一時間ほどの La Rochelle (ラ・ロッシェル) という街で抗議活動が予定されていて、私も参加予定です。その場で日本とフランスの離婚後の父親の現状についての意見交換をしっかりと行ってこようと思っております。

私はフランス人女性との間に子供(現在7歳男・4歳女)がおりますが、現在はフランスで離婚訴訟中です。子供との面会が仮の取り決めとして相手側の母親のアパートの廊下でのみという状況になっております。もちろん子供を外に連れ出すことは不可能で、子供に会いたければ相手側の家に行くしかないので、そのためだけではないですが、今はフランスに滞在するしかございません。

家の中だけでの面会ですので、相手側の好きなように振る舞われます。監視用カメラを4台~5台設置されています。面会時間(朝10時~18時まで)の間に相手側の知人や近所の味方につけている方々が頻繁に出入りします。これは、わざと私が面会で相手側のアパートに滞在しているのを知って、少しでも私に対して嫌がらせのつもりで行っていると思われれます。(私が面会に行くのをあきらめることを待っているように思います)

そもそもそのような判決が出たのも、日本がハーグ条約に加盟していなかったため、私が子供たちと自由な面会が可能であれば、日本に連れ帰ることを懸念しての事だと推測できます。元々、私たち家族は日本の大阪で定住地に定め生活していましたが、一時的なフランスへの里帰りを装った連れ去り行為であり、(その連れ去り行為についてはそもそも検討の対象から外れています)

このような不当な判決の理由も En l'espace, la distance qui sépare les parents ... (私が子供と地理的に離れているためにコミュニケーションがとりにくい) という事が理由のようにですが、両親共同親権の原則が覆されるのは、通常虐待など相当ひどい事情が父親にある場合であって、この理由付けは明らかに不当だと思われれます。

今後もできる限り日仏で戦っていくつもりです。少しでも私の体験を踏まえて、両国の父親の現状を皆様にも伝えていければと考えております。

# 連続講座「親権と家庭裁判所」レポート

★6月8日第1回

## 「家庭裁判所の歴史」

津田玄児さん

●日弁連子どもの権利委員会

はじめにお断りしておきたい。当日講師が持参された資料は、実に10ページにわたるもので、江戸時代の民事慣例から、明治民法の公布、更に戦後の新民法に至るまでの歴史と時代背景が、とてもわかりやすくまとめられ、併せて関連する条項が記載されている。

正確さという点からも、ぜひ「資料」の方を読んでいただきたいと思うのです。

江戸時代、身分制度により各層ごとに民事は多様であるが、司法省がまとめた「民事慣例類集」（1877年 M10）「全国民事類慣例集」（1880年 M13）によれば、婚姻、その後の紛争は媒介人が必要な役割を果たしていた。妻が無能力者になることは少なく、妻の地位が格別低くはなかった。

1890年（M23年）旧民法公布。これはフランス、イアリア民法の影響を受けたもので、妻の夫への従属、家族の戸主への従属を規定した。戸主に一家を支配する権限を与えた。それでも「民法出でて忠孝滅ぶ」と批判を浴びて、一層戸主、夫、親の支配を強くした民法が、1893年に施行された。家長（戸主）は戸主権、親権、夫権を持ち、家族を支配し、家督、家督相続制度がこれを支えた。戸主権の行使ができないときは、裁判所が親族、縁故者の中から3人以上を選任する「親族会」を設け、「家」の維持・発展に関する重要事

項はそこで決められた。しかし「家」制度は庶民の実態とズレがあり、スタート直？後から改革すべしの議論があった。

戦後、1947年（S22）日本国憲法施行に伴い、1948年（S23年）1月1日、民法の一部を改正する法律が施行され、戸主権、夫権、家督、家督相続が廃止された。この戸主権、家制度、男性優位女性差別の解体は大きな転換であったが、家制度の残影が遺された。子どもについては親権の規制をはじめ、殆ど明治民法規定の変更はなかった。

新民法制度の運用の中心を担うものとして、家庭裁判所が発足した。旧民法下の「親族会」に変わるものとして、「家庭審判所」が出来、更に「家庭裁判所」へと発展したものである。家庭内の紛争を、円満・迅速に解決に当たるものとして、調停を前置した。家庭裁判所を「個人の尊厳と両性の本質的平等」の実現を支え、民主的運営を計るため、「家庭裁判所委員会」が設けられた。また、紛争を科学的視点で、家庭を構成する一人一人の要求に則した解決を模索する役割の「調査官」制度が導入されて、ケースワーク的取り組みも進んだ。しかし、裁判官中心で官僚的再編も進み、初期の理念が消えて、期待された効果が十分に果たされないのが現状である。

現在の家庭裁判所が、家族の中で最も弱い子どもを守る法制として、しっかりと機能しているかどうか。たとえば、夫婦の別居・離婚に伴い、子どもを先に連れ去った方が勝ちという現実があり、裁判所は必ずしも子どもの最善の利益に従った解決にはならないという問題もある。婚姻後別姓の選択、非嫡出子への差別の改善、個人を大切にす改革は提起されているが実現はされていない。どのような変革が好ましいか、広い視点で慎重に検討する必要がある。ということで話は終わり、質疑応答に入り、講師は真摯に応じられた。

（木船一江）

★6月29日第2回

# 「家事事件手続法で 何が変わる？」

杉井静子さん

●日弁連家事法制委員会委員長

第2回目の講座は、杉井弁護士を講師に迎え、今年の1月から施行された家事手続法についてである。多くの人が興味を持っている様で多くの参加者集まりました。

昭和22年に制定されて以来64年間に渡り全面的な改正が行われてこなかった家事審判法には、当事者の手続き保障がないという手続き法としての事項不備があること、時代の移り変わりにより家族をめぐる事件の複雑多様化に適合しなくなったという様な問題点がありこれらの問題点を解決するための改正であったそうです。そして、家事手続法への改正の狙いは、①手続の透明化、②制限行為能力者の自己決定の尊重、③市民にとって

利用しやすい手続の3つの点が改正の方向性として説明されていました。

まず、審判については「通則」で規定の整備と手続保障の拡充が行われており。例としては4～9条の管轄について、移送申立権を認め(9条I)、移送の決定には即時抗告が出来るようになった(9条III)点だそうです。

次に制限行為能力者の自己決定の尊重では、手続行為能力、代理等の規定が整備され(18～25条)、原則として民事訴訟法を準用し、各則において意思能力がある限り手続行為能力があり、22条～26条の手続代理人に関する条項により意思能力がある制限行為能力者が手続行為をすることが出来る審判、調停の手続に参加が可能となったことなど、今回施行された家事手続法のポイントとなる点について解説をしていただいた。

また今回の家事手続法では、市民にとって利用しやすい手続として電話会議(第54条)の利用についても規定され、遠隔地との調停や審判も利用しやすくなるのではとの話であった。

参加者からも様々な質問があげられるなど参加者の意識も高い講座であったと思う。(大熊康之)

ぼくが通った千葉家裁には、決定を1年以上放置する、「昼行燈」と呼ばれた総括裁判官がいました。実際にその裁判官が担当することになったぼくの娘たちは、その間2年にわたって父親と引き離されました。事実認定はぼくが見たこともない相手方の主張や裁判所の調査によって成り立ち、反論するには高裁に行かざるをえませんでした。次の裁判官も千葉家裁の総括裁判官(駒谷孝雄)でしたが、この裁判官も「家事事件手続法はまだ施行されていませんから」と、前の裁判官と同様、ぼくが聞いたことのない調査をもとにした事実認定をしていました。裁判所の調停委員や書記官は、ぼくが何か主張をする「紙に書いてきてください」と自分のすべき仕事を利用者にさせようとしています。今どきこんな殿様商売は裁判所くらいでしょう。

今回の改正で審判の書面はすべて双方に届きます。調停でも申立書の写しが原則公布されますが、「別紙」や「事情説明書」は相手方に送られません。もっとも調停不成立になると、審判後は原則閲覧可能になるので、「調停委員止まり」の文書は不可になります。「必要的陳述聴取」と言って、審判では必ず当事者の意見を聞くことになりました。また相手方の審問

には立ち会う権利があります。一番大きいところは、「調停に代わる審判」の対象が拡大したことで、婚姻費用や養育費、親権者の指定・変更なども対象になります。また、保全処分は調停継続中から申し立て可能になりました。これらは時間がかかるばかりで意味のない「話し合い」を裁判所に強制される面会交流事件でこそ活用されるべきものです。それは「これからの事例の積み重ね」によることになります。

これらの手続きがどの程度機能するかについては、家庭裁判所が連れ去り・引き離しを容認し、不平等な「話し合い」をさせている間は、あまり肯定的にとらえるのは楽観的過ぎるでしょう。医療では患者に、メリットデメリット等必要な情報を開示して合意の上で治療を施す、「インフォームドコンセント」が定着してきました。何の説明もなく医者が患者を治療して責任を取ってこなかった権威的な姿勢が強く批判されたからです。現在の裁判所も同じ状況にあるでしょう。

これらの法を武器に、家裁による引き離しを防止できるかどうかは、私たちの手にかかっています。(宗像充)

★7月12日第3回

## 「子ども手続き代理人？」

木村真実さん

●第一東京弁護士会子どもの権利委員会

ぼくたちの運動は、親の権利を振りかざして子どものことを考えていない、という見方でとらえられることが多い。特に会ってもいない人たちにそういわれることが少なくないので、そういう批判の仕方をする人間には、「自分の子どもがもしいたら、施設にでも入れてからおっしゃったらいかがでしょうか」というようにしている。今回、木村さんには、日弁連の肝いりでできたかのように見えた「子ども手続き代理人」についてお話しいただいた。k ネットが率直に弁護士たちの批判をする中で、よく来てくださったと思う。

今回は「子ども代理人」制度を中心に話をさせていただくように頼んだが、木村さん自身は子どもの人権から離婚制度にまで広く自分の考えを紹介してくれた。

人権というのは「人間が生まれながらに持っている権利」でいわば「当たり前なもの」ということができるが、もちろん子どもも人権を持っている。木村さん自身は、「制度」としての婚姻には消極的だという。現実的には「婚姻の継続」は「妥協と我慢の産物」なのだから夫婦の離婚はやむを得ない。とはいえ、婚姻も離婚も妊娠も出産も親が決めるわけで、離婚によって子どもが受ける悪影響を最小限にすることは親の務めと言える。実際民法766条の改正がそういう点からなされているわけで、子どもを連れて出ていったことを利用して協議するのは、766条の精神に反する。

ところで新しくできた「子ども代理人」は、家事事件手続法ができて、意思能力があれば子どもにも手続き行為能力があることとされたことから、子どもの「手続き代理人」が制度的に導入が可能になった。子どもの意思を把握し、子どもの意見表明権を具体化するものとして、弁護士会はこの制度に期待をよせた。一方裁判所は調査官がいるので、子どもに「手続き代理人」をつけるのに消極的で、施行から半年でわずか2件しか事例がない。裁判所が意思能力がある年齢として15歳を

主張し、日弁連は10歳くらいを主張したというほど、思惑が違っている。子どもの代理人の費用を誰が出すのかすら法律では決まっておらず、弁護士の中には、とりっぱぐれるのではという懸念もある。また子どもがどうやってこの制度のことを知って使えるように至るのか、課題もある。

質問も活発だった。特に調査官とどう違うのか、という点について、木村さんからは、裁判官の調査官への信頼は厚いがそれだけでいいのか、もう一段、二段深いことができるのではないかと、という期待が述べられた。弁護士会の中から、子どもの聞き取りについて経験のある弁護士が推薦されるという。代理人なので複数回子どもから聞き取りをするし、調査官じゃない人でないと親から独立した意見は出にくい。子どもの弁護士が親から推薦されるのでは、お金をもらう人から自由でいられないので、第三者の弁護士をつけることになる。木村さんは報酬制度の問題もあって、弁護士は自営業の商売でお金から自由になれない、と率直に言っていた。

ぼくは日弁連がハーグ条約や共同親権の最大の抵抗勢力である中で、この制度がどの程度機能するのかと聞いた。宇都宮日弁連が出したような別居親を差別してはばからない意見を出す団体（正確に言うと各県弁護士会だが）から推薦を受けた弁護士では、そもそも中立的な子どもの意見の聞き取りなどありえるのだろうかと素直に思う。木村さんは、監護親の影響を取り除く機能もあるし、ハーグ条約の事例が扱われる中で弁護士の意見も変わっていくだろうという。弁護士にも幅があり、それぞれの弁護士の考えにもよるといふのだ。しかしそれでは、「それぞれの裁判官や調査官の考えによる」というのとどう違うのだろうか。ぼくたちは宝クジを引くために裁判所に行くのではない。

懇親会でも木村さんと話したが、やはりぼくらには見えて弁護士には見えないことがあるというのは感じた。逆もあるだろうが、ぼくたちは弁護士の利害はいやというほど聞かされたし、自分たちで押しかけて意見交換を求めもする。しかし一度も弁護士会から（裁判所からも）別居親団体に話を聞きたいと言われたことはない。

子どもが意見を言う場を確保するのは大人の務めなのはそうだろうが、親の意見を聞かないための制度であれば、ないほうがよい、という問いも当然出る。（宗像充）

★7月28日第4回

## 「アメリカの共同養育支援」

～オレゴン州の場合～

小田切紀子さん

●臨床心理士、東京国際大学人間社会学部

7月28日に、臨床心理士、東京国際大学人間社会学部教授の小田切紀子さんのお話をうかがいました。

オレゴン州は、1980年代にカリフォルニア州の方法を取り入れ共同養育支援を始めました。子どもがいる夫婦の離婚では、現在「裁判所の離婚手続き」以前に「養育プランの提出」と「親教育プログラム」を受講することがオレゴン州法で義務付けられています。

「養育プラン」の作成には、調停者が夫婦双方と面談、監護権、養育費、面会交流を決め、それに沿って、ふたりで具体的なプランを作ります。作成するにあたっては、裁判所のホームページを参照できますが、「親の離婚教育クラス」で指導をうけることもできますし、調停者や弁護士に依頼することもできます。調停者の依頼については、3回（各1時間）までは無料、ただし夫婦一緒であることが前提です。弁護士に依頼する場合には、それなりに費用が発生します。弁護士費用は日本より高いそうです。

「養育プラン」の背景にある理念は「両親と継続的に会うこと」なので、内容は具体的かつ詳細になります。別居期間や内縁関係であっても面会交流を是としていて、原則は「週1回、二泊三日」です。

次に「親教育プログラム」ですが、これは裁判所の主催です。裁判所が委託した民間機関で実施され、内容は各機関に任されています。しかし、どの機関でも共通する項目があります。それは、

「子どもの発達段階の特徴を知ること、各発達段階の子どもが親の離婚に示す反応を理解すること、子どもへの適切な関わり方、元配偶者との協力のあり方」です。元配偶者とは、婚姻中の親密な関係から「共同養育のために子どものことだけを話し合う」言わば、ビジネスパートナー的な関係へと移行するよう双方が求められます。

夫婦関係の認識を自覚的に変えるよう求められる点が、心理学の成果がさまざまな分野で応用されているアメリカらしい方法だと感じました。

DVがある場合には、ただ被害を訴えただけでは認められず、医者や診断、写真などの提出を求められます。またDVや児童虐待があったことで、制限はあっても面会交流が禁止されることはなく、「加害者プログラム」への参加や、監督付の面会交流になります。

面会交流がプランどおりに実施されない場合は、埋め合わせの面会交流、プランに新しい条件を加えられます。何度も違反した場合は罰金、また重大な違反は犯罪と見なされ禁固刑に処せられます。「子どもは夫婦で育てる」ことをいかに重視しているかがわかります。

一方、「子ども教育プログラム」もあり、子どもたちは親の離婚に伴う不安、悲しみ、怒りなどの表出ができるよう援助されます。また、親の離婚は子どもの責任ではないことや親は離婚しても子どもを愛していることなどを理解するよう導かれます。

日本でも、このような方法を検討し、日本にあった形で実施されるよう、取組みを始めた地方もあります。（報告：長田）



## 片親排除という婚外子差別

婚外子の相続分差別をめぐって、最高裁は7月10日に大法廷での弁論を開いた。婚外子の相続分は婚内子の2分の1とするという民法900条4項の規定を最高裁が違憲と言う可能性が高まった。

民法上の差別規定が時代の変化とともに容認されなくなった一例であり、国家によって自身の価値を貶められた当事者にとって、未来はこれまでとずいぶん違って見えることだろう。よくよく考えれば、法律婚の保護のために婚外子差別を容認してきた最高裁の以前の理屈は、ぼくたちが直面している問題とも共通点が多く、同質のものとも言える。

自分が婚外子になるのか、婚内子になるのかは、その子は選べない。それを「区別」と呼んで一方の側に不利益を強いることを合理化するのは、差別する側の論理である。憲法上の規定に合うあわない以前の問題だ。親の選択や境遇によって子が不利益を被ってはならないというのが、違憲判決の根拠としてあるならば、離婚、未婚（別居も）によって、子どもが両親の愛情を受けるべき環境を保証しない、国の法制度もまた容認しえないはずだ。片親疎外というのは、子どもが別居親とともに過ごし、いいも悪いも「この人の子どもなんだ」と実感する機会を奪う。心理的にはそれが子どもの成長発達に悪影響を与えるということから、予防的な観点からも、海外では面会交流の保障や共同親権・共同養育の法制度が整えられていった。

片親疎外は単独親権を象徴とする片親排除法制によって、容認どころかこの国では推進されてきた。子どもにとって、自身の親が周囲（学校や行政、裁判所）やとりわけ自分を育てている親から、親扱いされない経験は、自身が大事にされていないという感覚を持つに十分なものだろう。

周囲は「だって離婚したんだからしょうがないでしょう」と会えない親を軽蔑し、親権者には「一人で育てる気もないのに離婚したのか」と言ってきた[親権者が親子交流を疎外するのを憲法の観点から否定したものとして、2012年11月7日高知大学人文学部・社会経済学科講師（憲法担当）岡田健一郎の意見書がある（kネットホームページ収録）]。落伍者である親を持った子どもは、自分がそれを望んだり選んだりしていないのに、離婚や別居の事実を隠し、会えない親のことを語ることは許されない。ほかにやりようがないわけでもなく、海外の法制度

の変遷は、片親排除法制が、単なる政策的な選択にすぎないことを物語っている。たとえ自分が努力したとしても、心がけだけで結婚は維持できない。離婚後の法制度を整えれば離婚が増えるという都市伝説までである（アメリカでは逆）。子どもへの不利益を容認するのは法律婚の保護のために必要なのだ、というのも婚外子差別と同じだ。子どもを鞭打つことで親への制裁とする。片親排除法制は婚外子差別であり、つまり人権問題なのだ。（宗像充）

## 連れ去り引き離し対策弁護団結成を

今年に入ってから、Kネットでは、棚瀬弁護士、津田玄児弁護士、木村真実弁護士等々をお招きして、学習会を開催し、私も参加した。他の共同親権や面会交流を求めるグループでも、良心的な弁護士が協力するケースが徐々に増えていると感じる。ただ、今のところ、それは個別の点でしかない。早期に、それを線にし、面にしていくことが急務と考える。それは、弁護団結成に他ならない。

司法制度を変革させるとき、弁護団が果たす役割は大きい。近年、司法が市民にもたらしたもっとも大きい成果の一つとして、借金に関する法律や、判例が劇的に変化したことがあげられようが、そこには被害者団体と弁護団が車輪の両輪のごとく動いた結果であることが見逃せない。

そして、私たちの対極にある弁護士らは「ハーグ慎重の会」などの団体を組織して、ロビー活動等をしていることは、読者の皆さんなら周知のことと思う。

弁護団が結成されれば、今以上に判例等の情報共有が進むであろう。また、勝訴と敗訴の分かれ目が何であるのかの分析が容易になり、直接的な訴訟（審判）対策も進むに違いない。国会議員や霞ヶ関の官僚を説得する場面においても、当事者団体のみならず、弁護士もその政策を支持しているというアピールができれば、相乗効果を発揮し、説得力は一気に増すことだろう。そして、なにより、弁護士内部の意識改革のために、非監護親側に立つ弁護士が団結することが必要だ。

残念ながら、平均的弁護士の意識は、監護親＝被害者・経済的困窮から助けてあげなければならない、非監護親＝加害者・経済的に余裕があり搾り取る対象である。

でも、それが一面的で時代遅れの考えなのだ、子どもと離れて暮らす親も人格を持った存在で、離婚後の親子・父親と母親の関係の構築が必要なのだという（我々から見れば常識である）ことを、認識の遅れた司法界に吹き込むため、コアとなる弁護士の塊をつくることを私は熱望する。

（杉山程彦）

# ■共同養育と労働法■

第3回

東京司

## 子どもの生計費はいかに賄われるべきか？

3回目の今回は、労働法の分野にとどまらず、社会保障や福祉の分野にも言及して、共同養育の可能性について述べてみたいと思います。

今回のテーマは子どもの生計費ですが、子どもの生計費はおろか、自らの生計費も維持できない非正規労働者のワーキング・プアの問題でもあります。1967年に日本は同一価値労働同一賃金を原則としたILO第100号条約に批准していますが、内実を見るとその原則は日本特有の年功型賃金体系のなかでコース別の平等という形で解釈され、実質的には原則が存在しないにもかかわらず、大きな問題とはなって来ませんでした。それはパート労働者の担い手である主婦や学生が低賃金であったとしても、「彼らの夫や父親は正社員としてその妻や子ども、すなわち非正規労働者として就労している家族構成員の分も含めた生計費を、賃金として得ているのが当然とみなされていたから」<sup>※1</sup>なのです。しかしバブル崩壊後の不況の中で大学を卒業しても正社員になれない若年層が増え問題が顕在化していったのです。

同一価値労働同一賃金の原則を厳密に適用すれば、扶養家族の有無によって賃金に差がつくことは許されません。確かに正社員には生活給として家族手当や扶養手当などの名称で企業等から支給され、扶養家族のいない正社員には当たりませんが、同じ職務である限り同じ賃金でなければならないはずで、そこで置き去りにされているのが非正規労働者です。その非正規労働者にも健康で文化的な最低限度の生活営むことができるよう保障するのが最低賃金法で、2007年の改正で生活保護に関わる施策との整合性に配慮することが明記されましたが、まだ完全に逆転現象はなくなっていない。

一方、労働の対価ではない（生活給ではない）社会保障制度の一つとして国から支給されるもの

に児童手当があります。少子化を克服したとされるフランスでは基本の家族手当の他にも様々な手当があり、3人以上の子どもを持つ低所得家庭については家族補足手当が支給されます。共同親権制度が導入された場合の離婚後の児童手当の支給方法も含めて慎重に検討し、子どもの成長を社会全体で支える仕組みづくりが求められるところです。

ところでもう一つ、子どもの生計を支えるものとして離婚後の養育費の問題があります。最近では、離別父親が養育費を「踏み倒し」しているとする論調もありますが<sup>※2</sup>、離別に至った経緯の分析も無しに「踏み倒す」という表現はいささかバイアスがあるように思います。しかも、その解決方法が当事者間の合意形成のプロセスを省略して強制徴収するということは啓蒙専制主義との批判を免れません。また養育費だけの問題ではありませんが、子どもに関わる費用が妥当かどうかという批判的視点も必要だと思います。現物給付である高校の授業料無償化や大学の学費補助などの公的扶助を拡充していく一方で、保護者が負担する費用を軽減していく努力も必要だと思います。過度なまでの塾通いや部活動等の頻繁な遠征は費用の面だけでなく、親子時間の確保という点からも改められるべきです。

そうした上で児童手当の更なる拡充をすれば、子どもの生計に関わる費用が児童手当として十分に支給されることで、養育費の問題で争いがあったとしても、子どもが被る経済的喪失を回避できると思います。

※1 『新しい労働社会』濱口桂一郎 岩波新書 2009年7月22日

※2 独立行政法人労働政策研究・研修機構コラム 「なぜ離別父親から養育費を取れないのか」 周燕飛 2013年8月2日

# ワンポイント 英文和訳

## ●第5回

### アサーティブなコミュニケーション

「自己主張トレーニング」（アルベルティナー、菅沼ら訳）を読みました。

著者は「アサーティブネスとは、率直であり、正直で礼儀正しいものであり、相手の意見と自分の意見を共に尊重するもの」と述べています。著者の目的は、「協力や平等を奨励すること」です。アサーティブネスにより「家族やグループのコミュニケーションが向上する」と述べています。

著者は、次のようなことは、アサーティブネスの一部分であると述べています。

- ・自分の進路や人間関係、ライフスタイル、スケジュールを自分自身で決定すること
- ・「いや」ということができ、自分の時間や力をどこまで費やすかを自分で決めること

他人に支配されないために、まずは自分で自分を支配するということです。さらに、相手を支配しないということです。これは、自分や相手が、その関係を嫌になって、その関係から脱落することを防ぎます。

著者は、アサーティブネスが選択の問題であることを強調しています。相手から困難なことを要求されたときに、不満ながらもそれに従うという選択肢があります。また、相手を非難して拒絶するという選択肢があります。また、自分の希望を述べ相手の希望を聞いて、理性的に協議して決めるという選択肢もあります。

アサーティブネスを選択しない場合もあるわけです。これまで困難な要求に対してずっとイエスと言ってきた人が、アサーティブネスの本を読んで、それ以後、急に自己主張をするようになって、必ずノーと言うことではありません。

著者は、どんな人も常にアサーティブであるわけではないと述べています。次のようなことを考慮してアサーティブになるかどうかを決めるとのことです。

- ・それが、自分にとってどのくらい大事なことか
- ・アサーティブな行動によってもたらされる結果や危険について認識しているか
- ・臨機応変にあらゆる手を尽くして結果を出そうとしているか

著者は「アサーティブネスは学習によって身に付けていくもの」と述べています。また「アサーティブになることに成功するコツは、ゆっくりと一歩ずつ自分の行動を変えていくこと」と述べています。

特定の人との人間関係において、相互の率直さを少しずつ育てていくということです。相互理解と信頼に基づいて、コミュニケーションを円滑に行う関係を築いていくということです。

例えば work - family バランスの問題は、家庭も仕事も共に大切であるので、簡単に解決できるような問題ではありません。しかし、アサーティブネスにより、コミュニケーションの不足から発生するトラブルを、減らすことができます。それは普段から、誠実で正直な関係を少しずつ築いておくということです。（堀尾英範）



## 子どもの引き渡し強制執行から 月二回の面会交流』まで

裁判所の人が来ています」と平成二三年の春、子どもを預けていた保育園から緊急の電話を受けた。子どもを母親に引き渡します」と渡された名刺から裁判所の執行官だと分かった。半年前に最初に子どもを連れ去ったのは妻だった。その後、納得できずに子どもだけを連れ戻した。まさか、わが子が物のように差し押さえられるとは。引き渡す際に見た、無表情の子どもの姿が今でも忘れられない。

すぐに調停が始まつても、子どもにも自由に会えるわけではなかった。妻の許可が必要だと調停委員に言われ、調停期間中の一年間は二回しか子どもに会えなかった。引き渡し強制執行が行われてから一年後によく、月一回の面会交流』の審判が出た。しかし、審判書に記載されていない子どもの引き渡し方法を要求してきたため、翌々月に 仮に仲介人を定める」との保全審判が出た。月一回の面会交流を一〇ヶ月続けながら、その間面会交流の調停・審判・参与員制度を利用した審問など八回申し立てを行った。通常の調停委員とは異なり、参与委員の 健全な父子関係を築くためには、毎月二回の面会交流は必要だ」との意見が書かれた審問期日調書を握り締め。

平成二五年三月二九日に 月二回の面会交流』の審判が出ました。

溝口・鹿児島)

## 幸せは自分で「コントロール」できる！

秋篠宮ご夫妻の長男悠仁（ひさひと）さま（六歳）が、東京都文京区のお茶の水女子大付属幼稚園を卒業した。四月に付属小学校へ進学する。このニュースで、息子のことを悠仁さまに投影している自分がいます。

息子は、悠仁さまと同じように三月に卒業を迎えたのかなあと、小学校へ通う準備をしているのかなあと想像しました。悠仁さまの成長のニュースの度に、背丈や容姿や動きなどを息子に投影して、今はこんな感じなのか？と父親として息子の成長を楽しんでいるのです。

子どもと会えない親は、辛さ悲しさを何かでバランスを取っています。私は心理学を勉強することで、バランスを取っていたのだと思います。戦う道は選びませんでした。その結果、子どもたちが生まれた神奈川県平塚市で協働事業市民講座 楽しい親子関係セミナー」を一〇月二日（土）に開催することになりました。子育てしていない私が親子関係のセミナーを一般市民にするのです。

戦うことを否定はしません。私は勉強した結果、新しい世界が広がります。子どもたちも、これも二人の会えない子どもたちと、子どもたちを養育している前妻のお陰だと感謝しています。負けるが勝ち」と言いますが、人生は勝ち負けではないと思います。眉間にシワをよせて、ハエが出られなくなっていますか？ 幸せは自分でコントロールできるので

♪ 宇野 努（こころボ）

## 家裁再び

また調停で家庭裁判所に行くことになった。今回は代理人が付いて、さらに「面会交流」などの申立人としての立場になった。担当の二人の調停委員と調査官に、以前の家庭裁判所での調停では、何も知らされず、話しは十分に聞き入れられず、調停の進め方は一方的で、たいへん不快な思いをしました」とまずは言ってみる。すると、法律が変わりましたから調停の進め方も変わりましたよ」との返答。調停委員が「面会交流はどのように行いますか」と繰り返し返すので、わたしはあくまで自分の家族の問題を解決したいのであって、家裁という面会交流がその解決であるとは思えません」と言うと言葉が苦い顔に。

その後、長年にわたり子どもたちと会っていないし、まず会うことが必要ということになり、相手方との折衝に調停委員は席を立つ。小一時間後、相手方の代理人が同席して話し合いになる。子どもたちは、いわゆる「連れ去り」にあっていて、こちら側には子どもと会うのに何も問題はないし、そもそも自由に子どもに会えないことが変なことでは」と言うのと、相手方代理人は「こちらとは見解が違います」と気色ばむ。そのうち「監護親の立場としては認められない」と言うので、「離婚が成立していないのでわたしも監護親のほうですが、連れ去りをして引き離しすれば監護親なのです」と言うと言葉が、見解の相違です」との繰り返し。話しの上では、夏休み中に子どもたちと会うことになったけれど、果たしてどうなるか。

安藤)

# 瓦版

## ★国立交流会

日時・八月一八日(廿) 一三〇〇  
 一五〇〇、場所・国立公民館中  
 集会室、参加費無料、問い合わせ・  
 kネット

## ★kネット運営会議

日時・八月一八日(廿) 一五三〇  
 〇一七三〇、場所・国立公民館  
 中集会室、はじめて参加される方  
 はkネットまでお問い合わせくだ  
 さい。

## ★銀座交流会

日時・八月二七日、九月二四日 毎  
 月第四火曜日)、一九〇〇〜二一〇  
 〇(大退出自由)、場所・東銀座3  
 13ビルセミナールーム、参加  
 費・五〇〇円(運営費含む)、問い  
 合わせ・〇九〇・四九六四・一〇  
 八〇(植野)

## ★宮崎交流会

日時・九月七日、一〇月五日 毎  
 月第一土曜日) 一八〇〇〜二〇〇  
 〇、場所・宮崎市民活動センター  
 宮崎市橘通西一のの一の  
 宮崎市民プラザ三階、参加費無料、

問い合わせ・〇九八五・四七・六  
 七九七、メールknetmiyazaki@  
 yahoo.co.jp

## ★鹿児島交流会

日時・九月一四日 毎月第二土曜  
 日) 一八〇〇〜二〇〇〇、場所の  
 詳細はお問い合わせください、問  
 い合わせ・〇七〇・五二七〇・三  
 二五一、メールkagoshimaoyako  
 @willcom.com

## ★別府交流会

九月二一日、一〇月一九日 毎月  
 第三土曜日) 一八〇〇〜二〇〇〇  
 【場所】別府市野口ふれあいセン  
 ター 大分県別府市野口元町12  
 -43)、参加費・五〇〇円、メー  
 ルitumo.itumademo.  
 oyako@gmail.com

## ★共同養育センターつむぎ相談日

日時・第一、第二、第三火曜日一  
 八〇〇〜二二〇〇、場所・東銀座  
 313ビルセミナールーム、料金  
 三〇〇〇円(二時間、一時間超は  
 一時間毎に一〇〇〇円の加算)、問  
 い合わせ・〇九〇・四九六四・一  
 〇八〇(植野) \*相談日以外でも  
 ご予約の上相談は受け付けます。

## ★コトオヤネットさっぽろを

面接交流ネット)の定例会・無  
 料相談会  
 日時・八月二七日(土) 一三〇

〇一五〇〇、場所・NPO法  
 人自立生活センターさっぽろ会  
 議室 札幌市白石区南郷通一四  
 丁目南二ニュー南郷サンハイツ  
 向かい正面、地下鉄東西線新札  
 幌行 南郷一三丁目「駅下車二  
 番出口より徒歩一分、問い合わ  
 せ・011・799・1994  
 カタラン)

## 【kネット国立事務所】

〒一八六・〇〇〇二東京都国立市  
 東三・一七・一B・二〇二 郵  
 便はこちらにお願いします)

## 東銀座313ビルセミナールーム

東京都内での相談、交流会、グル  
 ープワーク、セミナーの開催はこ  
 ちらです(こちらでは郵便物は受  
 け付けてません)。

東京都中央区銀座三・一三・一九  
 東銀座三三ビル八階、最寄り駅  
 地下鉄東銀座駅徒歩三分、銀座  
 駅徒歩一〇分。晴海通りから歌舞  
 伎座のある通りに入り、マガジン  
 ハウスのある並び。銀座三丁目郵  
 便局斜め向かい。

【編集後記】ぼくは悠仁君がテレ  
 ビに出て、税金使って特別扱い  
 するなら、うちの娘も同じように  
 してほしいよ、と思う。国費で子  
 育てしちゃいけないの。(宗像)

## 会員募集と寄付のお願い

私たちは、親子の引き離し状況  
 を改善し、共同養育・共同親権を  
 実現する法整備、社会制度作りを  
 目指す別居親団体です。片親を排  
 除する法制度に反対しています。  
 実態調査や立法院への提言、ロビ  
 ー活動、裁判所の運用改善、別居  
 親への情報提供、地方自治体への  
 要請などを通じて、親どろしが別  
 れても親子が親子であるための活  
 動を行います。ホームページ、ブ  
 ログを運営し、会報「共同親権運  
 動」を年四回を目標に発行してい  
 ます。会員・賛同者を募っていま  
 す。

年会費 会員は別居親とその家  
 族)・三〇〇〇円、賛同者による賛  
 同金・三〇〇〇円。またご寄付を  
 募っています。会費、賛同金、ご  
 寄付は以下にお振込みください。  
 活動のためにみなさまのご協力を  
 よろしく願います。

■郵便振込 00130・5・4  
 72679 加入者名kネット

■銀行口座 三菱東京UFJ銀行  
 国立支店0072170(普)ケ  
 イネット\*口座名が略称になりま  
 した。銀行口座をご利用の場合は  
 メール、ファックスにてお名前ご  
 連絡先、住所をお知らせください)  
 メール info@kyodosinken.com